

平成23年第2回定例会

鳴 沢 村 議 会 会 議 録

平成23年6月13日 開会

平成23年6月16日 閉会

鳴 沢 村 議 会

平成23年第2回鳴沢村議会定例会会議録

平成23年6月13日、鳴沢村議会定例会は鳴沢村役場に招集された。

1、応招議員

1番 佐藤博水	2番 小林昭一
3番 小林利雄	4番 渡辺久男
5番 渡辺泉	6番 渡邊政司
7番 渡邊明雄	8番 小林茂澄
9番 田中稔	10番 三浦利雄

2、不応招議員

なし。

3、出席議員

応招議員に同じ。

4、欠席議員

なし。

5、地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席した者の職氏名

村長 小林 優 教育長 小林三郎 総務課長 渡辺千秋
税務課長 三浦寿得 企画課長 渡辺重夫
福祉保健課長 渡辺一博 住民課長 佐藤政中
振興課長 渡辺伸一 会計管理者 渡辺安司

6、本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局書記 渡邊 寛

7、会議事件

報告第1 号第一区・第二区からの陳情及び回答について
報告第2 号平成22年度鳴沢村繰越明許費繰越計算書について
報告第3 号教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び
評価の報告について

議案第19号平成23年度鳴沢村一般会計補正予算（第2号）

議案第20号平成23年度鳴沢村国民健康保険特別会計補正予算
（第1号）

議案第21号平成23年度鳴沢村介護保険特別会計補正予算（第
1号）

議案第22号平成23年度鳴沢村後期高齢者医療特別会計補正予
算（第1号）

議案第23号鳴沢村税条例の一部を改正する条例を定める件

議案第24号鳴沢村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部
を改正する条例を定める件

議案第25号鳴沢村災害対策本部条例の一部を改正する条例を定
める件

議案第26号鳴沢村総合センター使用料条例の一部を改正する条
例を定める件

推薦第1号農業委員会委員の推薦について

発議第1号TPP（環太平洋経済連携協定）交渉への参加を行
なわないよう求める意見書の提出について

請願第1号TPP（環太平洋経済連携協定）への交渉参加阻止
に関する請願

議会運営委員会の閉会中の継続調査の件

建設産業経済常任委員会の閉会中の継続調査の件

広報常任委員会の閉会中の継続調査の件

一般質問

8、本日の議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 諸般の報告

日程第3 会期の決定

日程第4 報告第1号第一区・第二区からの陳情及び回答に

ついて

- 日程第 5 報告第 2 号平成 2 2 年度鳴沢村繰越明許費繰越計算書について
- 日程第 6 報告第 3 号教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の報告について
- 日程第 7 議案第 1 9 号平成 2 3 年度鳴沢村一般会計補正予算(第 2 号)
- 日程第 8 議案第 2 0 号平成 2 3 年度鳴沢村国民健康保険特別会計補正予算(第 1 号)
- 日程第 9 議案第 2 1 号平成 2 3 年度鳴沢村介護保険特別会計補正予算(第 1 号)
- 日程第 1 0 議案第 2 2 号平成 2 3 年度鳴沢村後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1 号)
- 日程第 1 1 議案第 2 3 号鳴沢村税条例の一部を改正する条例を定める件
- 日程第 1 2 議案第 2 4 号鳴沢村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を定める件
- 日程第 1 3 議案第 2 5 号鳴沢村災害対策本部条例の一部を改正する条例を定める件
- 日程第 1 4 議案第 2 6 号鳴沢村総合センター使用料条例の一部を改正する条例を定める件

◎議長あいさつ

議長（三浦利雄君） 平成 2 3 年第 2 回定例会開会に先立ち、ごあいさつ申し上げます。

私、議長に就任させていただきまして、初めての定例会というようなことですので、多少時間をいただいております。

せていただきたいと、こんなふうに思いますのでよろしく願いします。

3月11日に発生しました東日本大震災から一昨日で3ヶ月を経過したわけでございます。地震、津波、原発事故のトリプル災害で、死者1万5,000人、行方不明者8,000人超という状況の中で、犠牲になられた方々のご冥福を心からお祈りするところでございます。

そのほか被災されている方も大勢いるわけでございますけれども、今もって瓦れきの撤去率が22%、仮設住宅の建設が54%、原発の収束のめども見えないと、また、日赤と中央共同募金会に全国から集まった義援金が2,513億円と、そのうち市町村を経て被災者に届いたのは、わずか15%足らずということをお聞きすると、政治の究極の目的は国民の命と暮らしを守ることだとしたら、政治家は何をしているのかと、そんな疑問を持つのは私1人だけではないというふうに思います。

被災者も含め、国民もそっちのけの政争で、国民のほうを向いていない、民主党もだめですけれども、かといって自民党も、これもだめだと。心境的には、議員総取りかえしたほうがいいじゃないかぐらいに思うわけですが、今はそんな状況でもないわけでごさいますして、どんな体制であろうと被災地が一日も早く復旧・復興し、一日でも早い日常の生活が取り戻せることを願うばかりであります。

そんな現実を反面教師として、我が議会は村民の方向を向いた議会を目指して行ってほしいなというふうに思いますので、あえて触れさせていただきました。

我々は4月の統一地方選挙で、村民の皆さんのご理解をいただき、無投票で当選させていただきました。そこで、6月1日発行の議会だよりを通じて、無投票だからこそ村民の皆様にご自分

の抱負を伝えることができましたし、それを知りたい村民の皆様にも議員各位の考えがわかってもらえて大変よかったなというふうに思っているところでございます。

さて、次はその実行だと思えますけれども、村民の皆様に約束したことから、私も含めてその実行に向けて努力していきましょう。

村内放送、あるいは議会だよりで傍聴を呼びかけていますけれども、それに見合う議会にしていかなければならないと強く思っているところでございます。

まずは己を磨き、お互いに切磋琢磨していくことが大事じゃないかなというふうに思います。

議案審議はもちろんのこと、一般質問にも積極的に取り組んでいただいて、それに対して真剣に議論して、みんなで活力ある議会にしていっていただきたいなということをお願いしまして、私の開会に先立ってのあいさつとさせていただきます。

開会 午前9時19分

議長（三浦利雄君） ただいまから、平成23年第2回鳴沢村村議会定例会を開会いたします。

出席議員が定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

◎村長あいさつ

議長（三浦利雄君） ここで、村長より定例会招集に対してのあいさつを受けます。鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） どうも皆さん、改めましておはようございます。

本日ここに平成23年第2回鳴沢村村議会定例会を招集いたしま

したところ、議員全員のご参集をいただき、まことにありがとうございます。

ただいま、議長さんが申しあげましたように東日本大震災の発生から11日で3ヶ月が経過いたしました。福島第一発電所事故は収束のめどが立たず、復興への道もまだ見通せない状況であります。被害を受けました皆様には哀悼とお見舞いの言葉を申し上げるとともに、一日でも早い復興を願うものであります。

また、11日早朝の工場火災におきましても、議員の皆さんをはじめ、村民の皆様にも大変ご心配かけましたことをありがたく思うとともに、また、雨天でもかかわらず消防団の皆さんには長時間にわたる消火活動にご尽力いただきましたことを、この場をお借りしまして厚くお礼を申し上げます。

出火原因等は本日の現場検証でわかるんじゃないかと思っておりますが、震災も同じで、忘れたころにやってくるというように、村でもこのような大火災というか、ぼや等は何件かあったわけですが、大規模の火災は十数年ぶりというように、消防団の方には本当に雨の中長時間にわたりご苦労さまでした。

また、これからも体調には十分留意されながら、防災、また防火活動等にご尽力願うものであります。

そのようなことを踏まえまして、皆さん方にも日ごろの訓練等も、また防災週間における訓練等も予定しておりますので、呼びかけていただきたいと思いますと思っております。

さて、本定例会にご審議いただきます案件は、報告案件3件、予算案件4件、条例の一部改正案件4件の合計11件であります。

それぞれの内容につきましては、ご提案の際にご説明申し上げますので、何とぞ慎重審議をしていただき、円満なる議決を賜

りますようお願い申し上げます、簡単ではありますが、本定例会に当たってのあいさつとさせていただきます。

よろしく願いいたします。

議長（三浦利雄君） これより日程に入ります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

議長（三浦利雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第115条の規定により、小林利雄君、渡辺久男君を指名いたします。

◎日程第2 諸般の報告

議長（三浦利雄君） 日程第2、諸般の報告を行います。

初めに、地方自治法第121条の規定により、村長及び教育委員長に対し、説明員の出席要求を行ったところ、お手元に配布したとおり、説明員の委嘱、委任について通知がありましたのでご了承願います。

次に、監査委員より、地方自治法第235条の2第3項の規定による例月現金出納検査の結果について、お手元に配布したとおり報告がありました。

報告書の内容については朗読を省略いたします。

次に、5月13日に第1回町村議会議長会議が山梨県自治会館において開催されました。

審議結果については、お手元に配布しておりますので、朗読を省略いたします。

次に、議員派遣については、お手元に配布したとおりでありま

す。

ご出席いただいた議員各位には、大変ご苦労さまでした。

次に、平成23年第1回臨時会において議決した議会運営委員会の閉会中の継続調査についての報告を求めます。議会運営委員長 渡辺久男君。

議会運営委員長（渡辺久男君） 議会運営委員会の閉会中の継続調査について報告させていただきます。

平成23年第1回臨時会において、本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項について、継続調査を要する旨を議長に申し出、5月10日の本会議において議決された件についての報告であります。

開催日時は6月9日午後4時より、議員控室において委員会を招集いたしました。

出席者は委員5名全員と議長、議案説明のために総務課長、職務のために議会事務局書記の出席がありました。

決定された事項は、次の5項目です。

1、会期は本日より6月16日までの4日間とし、配布してある会期日程表のとおりとすること。

2、議案の委員会付託は配布してある議案付託表のとおりとすること。

3、議案第19号から議案第22号までの4件は、一括議題、一括採決とすること。

4、農業委員会委員の推薦については、議長の指名推選にすること。

5、請願第1号は本会議に上程することとし、発議第1号の意見書の採決により、みなし採択とすること。

6、一般質問の通告日は、6月13日の正午までとすることと、今までどおり答弁を含めて1時間以内、再質問は2回までと同

じですが、1つの質問の中で、違う項目の場合は、項目に対して再度質問ができるように決まりました。

例えば、例ですけれども、学校施設の質問で、同じような質問なんですけれども、グラウンドと体育館というような問題で、2つのことに別々にお答えを願ってもちょっと疑問な点がある場合は再度質問ができるというようなことでありますので、ご了承願います。また不都合のようでしたら、検討し直すということになっておりますので、ご了承願います。

なお、閉会中の継続調査申し出につきましては、本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、継続調査を要する旨と決定しましたので、会議規則の規定により議長に申し出をいたしました。

以上で議会運営委員会の閉会中の継続調査についての報告を終了いたします。

議長（三浦利雄君） 次に、同じく第1回臨時会において議決した建設産業経済常任委員会の閉会中の継続調査についての報告を求めます。建設産業経済常任委員長 小林茂澄君。

建設産業経済常任委員長（小林茂澄君） 建設産業経済常任委員会の閉会中の継続調査について報告をさせていただきます。

平成23年第1回臨時会において、所管事務の調査について継続調査を要する旨を議長に対し申し出、5月10日の本会議において議決された件についての報告であります。

去る6月8日午後3時より、議員控室において委員会を招集いたしました。

委員5名全員と議長ほか、職務のために総務課長及び振興課長、土地改良区室長、振興課職員2名、議会事務局書記の出席がありました。

招集にかかわる案件ですが、4月の統一地方選挙で新しく議員

になられた方が本委員会に所属することになったことを踏まえ、今年度の振興課所管事業の説明、現在の土木工事の施工状況などについて説明を受けました。

また、閉会中の継続調査申し出について協議をし、所管事務の調査について、今後も継続調査を要するものと決定いたしましたので、会議規則の規定により議長に申し出を行いました。

以上で建設産業経済常任委員会の閉会中の継続調査についての報告を終了いたします。

議長（三浦利雄君） 次に、同じく第1回臨時会において議決した広報常任委員会の閉会中の継続調査についての報告を求めます。広報常任委員長 渡辺 泉君。

広報常任委員長（渡辺 泉君） それでは、広報常任委員会の閉会中の継続調査について、報告をさせていただきます。

5月24日午前9時より、議員控室において広報常任委員会を開催いたしました。

委員全員と議長、職務のために総務課長及び議会事務局書記の出席がありました。

招集に係る事件は、鳴沢村議会だより第4号（案）について及び閉会中の継続調査申し出の件の2件です。

既にごらんいただいたと思いますが、議会だより第4号について、レイアウト、掲載記事内容等の広報構成を協議し、今日1日に全戸配布をいたしました。

また、閉会中の継続調査につきましては、所管事務の調査について、継続調査を要するものと決定いたしましたので、会議規則の規定により議長に申し出ました。

以上で広報常任委員会の閉会中の継続調査についての報告を終了いたします。

議長（三浦利雄君） 以上で諸般の報告を終わります。

◎日程第3 会期の決定

議長（三浦利雄君） 日程第3、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から6月16日までの4日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（三浦利雄君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から6月16日までの4日間と決定しました。

◎日程第4 報告第1号第一区・第二区からの陳情及び回答 について

議長（三浦利雄君） 日程第4、報告第1号第一区・第二区からの陳情及び回答についてを議題といたします。

この件について報告を求めます。総務課長。

総務課長（渡辺千秋君） 報告第1号第一区・第二区からの陳情及び回答についてご説明申し上げます。

鳴沢村第一区より、平成23年5月10日付、第二区より平成23年4月1日付で平成23年度陳情を受け、担当課で現地調査及び検討を行い取りまとめた結果を、別紙のとおり、第一区に平成23年5月26日付、第二区に平成23年4月21日付で、項目ごとの対応について回答いたしました。

以上で報告第1号の説明を終わります。

議長（三浦利雄君） これをもって報告を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（三浦利雄君） 質疑なしと認めます。

以上をもって報告第1号の報告を終了いたします。

◎日程第5 報告第2号平成22年度鳴沢村繰越明許費繰越
計算書について

議長（三浦利雄君） 日程第5、報告第2号平成22年度鳴沢村繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

この件について報告を求めます。鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） 報告第2号平成22年度鳴沢村繰越明許費繰越計算書についてご報告いたします。

地方自治法第213条第1項の規定に基づき、平成22年度事業の一部を平成23年度へ繰り越すために、本年第1回定例会において議決いただきました繰越明許費について、同法施行令第146条第2項の規定に基づき、繰越計算書を調製し、報告するものであります。

本年第1回定例会において、村道改良事業など、全6事業、総額1億1,829万6,000円を繰越明許費として議決いただいておりますが、このうち村道改良事業及び村道維持補修事業については、平成22年度内に執行することができた559万1,000円を差し引いた額を繰り越いたしました。

事業の内訳としては、防災行政無線維持管理事業221万6,000円、中山間地域総合整備事業862万5,000円、村道維持補修事業3,222万4,000円、村道改良事業3,509万9,000円、道路敷分筆・所有権移転登記委託事業451万円、小学校施設・設備整備事業3,003万1,000円、以上6事業、総額1億1,270万5,000円が平成23年度への繰越明許額となります。

これらの事業の財源として、きめ細かな交付金や社会資本整備総合交付金を初めとした国庫支出金3,203万7,000円、一般財源8,066万8,000円を繰り越いたしました。

いずれの事業も、さまざまな要因により平成22年度内には執行が困難となったため、繰越明許としたものですが、鋭意計画的に事業執行していただきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

以上で報告第2号の報告を終わります。

議長（三浦利雄君） これをもって報告を終わります。

なお、この報告については、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、報告のみで足りるものであることを申し添えます。

◎日程第6 報告第3号教育に関する事務の管理及執行の状況の点検及び評価の報告について

議長（三浦利雄君） 日程第6、報告第3号教育に関する事務の管理及執行の状況の点検及び評価の報告についてを議題といたします。

この件について報告を求めます。教育長。

教育長（小林三郎君） 報告第3号教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の報告についてご報告いたします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第1項の規定により、平成22年度についての教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価を行いましたので、同上同項の規定により報告するものであります。

表紙の次が評価の報告書です。

評価項目については、鳴沢村第四次長期総合計画の基本計画の施策に基づき、教育委員会の活動についての評価、教育委員会が管理・執行することについての評価、教育委員会が管理、執行を教育長に委任する事務についての評価を大項目として分類し、中項目には、学校教育の充実、青少年の健全育成、文化活

動の推進、文化財の保護と活用、生涯学習の推進、スポーツ等の推進について評価を行い、評価項目、内容については、教育委員の意見、評価も参考にして行っております。

以上で報告第3号についての報告を終わります。

議長（三浦利雄君） これをもって報告を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（三浦利雄君） 質疑なしと認めます。以上をもって報告第3号の報告を終了いたします。

◎日程第7 議案第19号平成23年度鳴沢村一般会計補正予算（第2号）

◎日程第8 議案第20号平成23年度鳴沢村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

◎日程第9 議案第21号平成23年度鳴沢村介護保険特別会計補正予算（第1号）

◎日程第10 議案第22号平成23年度鳴沢村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

議長（三浦利雄君） 日程第7、議案第19号平成23年度鳴沢村一般会計補正予算（第2号）から、日程第10、議案第22号平成23年度鳴沢村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）までの4件を一括して議題といたします。

議案の朗読を省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） 議案第19号平成23年度鳴沢村一般会計補正予算（第2号）から、議案第22号平成23年度鳴沢村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）までの4件につきまし

て、提案理由をご説明申し上げます。

平成23年度の各会計歳入歳出予算の総額に緊急を要するものとして、新たに総額3,296万5,000円を追加し、一般会計並びに特別会計予算総額を24億3,973万5,000円とするものであります。

歳出の概要につきましては、道の駅南側駐車場拡張改修工事費1,400万円、別荘地CATV設備追加敷設工事667万8,000円、電算機整備管理事業469万7,000円など、早急に対応しなければならないものとして計上しております。

これらの事業実施に係る財源として、国庫支出金など特定財源856万9,000円のほか、一般財源として前年度からの繰越金2,439万6,000円を見込んでおります。

なお、今回提出させていただいた補正予算を含む平成23年度予算と平成22年度から平成23年度に繰越明許させていただいた予算の総額は25億5,244万円となります。

昨年度同様、予算規模が大きいわけですが、鋭意事業を執行してまいりますので、議員各位におかれましても、特段のご理解、ご支援を賜りたいと存じます。

以上で議案第19号から議案第22号までの提案理由の説明を終わります。

議長（三浦利雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第19号から議案第22号までの4件については、予算決算常任委員会に付託の上、審査することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（三浦利雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第19号

から議案第22号までの4件については、予算決算常任委員会に付託することに決定しました。

◎日程第11 議案第23号鳴沢村税条例の一部を改正する
条例を定める件

議長（三浦利雄君） 日程第11、議案第23号鳴沢村税条例の一部を改正する条例を定める件についてを議題といたします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。税務課長。

税務課長（三浦寿得君） 議案第23号鳴沢村税条例の一部を改正する条例を定める件につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

地方税法の一部を改正する法律等が4月27日に成立し、同日公布されたため、関連する鳴沢村税条例の所要部分の改正を行う必要があるためです。

改正箇所は、鳴沢村税条例附則に「22条」及び「23条」の2条を加えるものであります。

それでは、税条例の改正内容についてご説明いたします。

附則第22条第1項につきましては、東日本大震災に係る雑損控除等の特例措置についてであります。東日本大震災により損失を受けた資産の損失金額について、納税義務者の選択により平成22年中に生じた損失として扱い、平成23年度の村県民税において雑損控除を行うことができるものとするものです。

東日本大震災は平成23年3月に発生しており、本来、平成24年度の村県民税において雑損控除が適用されるものであります。納税義務者の負担軽減のため特例措置により平成23年度から所得控除を行えるものであります。

この場合において、この規定により控除された金額に係る当該特例損失金額は、平成23年中において生じなかったとみなす

ものであります。

同条第2項につきましては、東日本大震災により平成24年以降の各年において生じた損失金額についても、第1項同様、前年に損失が生じたとみなし、村県民税の雑損控除を行えるものとし、当該特例損失金額が生じた年に損失が生じなかったものとみなすものであります。

同条第3項につきましては、第1項の規定の適用を受けた者と生計を一にする親族が有する資産について受けた損失金額についても、第1項と同様の規定を適用するものであります。

同条第4項につきましては、第1項の規定の適用を受けた者と生計を一にする親族が有する資産について受けた損失金額についても、第2項と同様の規定を適用するものであります。

同条第5項につきましては、第1項の規定の適用を受けようとする者は、この規定の適用を受けようとする旨の記載のある平成23年度分申告書を3月15日までに提出しなければなりません。が、やむを得ない理由があると村長が認める場合は、この規定の適用を受けられるものとするものであります。

附則第23条につきましては、住宅借入金等特別税額控除の適用を受けていた住宅が、東日本大震災により居住の用に供することができなくなった場合においても、控除対象期間の残りの期間について、引き続き税額控除を適用することができることとするための規定であります。

この条例は、公布の日から施行するものであります。が、附則23条につきましては、平成24年1月1日から施行するものであります。

以上で議案第23号の提案理由の説明を終わります。

議長（三浦利雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (三浦利雄君) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (三浦利雄君) 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (三浦利雄君) 討論なしと認めます。

これより議案第23号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (三浦利雄君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定しました。

◎日程第12 議案第24号鳴沢村職員の勤務時間、休暇等
に関する条例の一部を改正する
条例を定める件

議長 (三浦利雄君) 日程第12、議案第24号鳴沢村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を定める件についてを議題といたします。

議案の朗読を省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。
総務課長。

総務課長 (渡辺千秋君) 議案第24号鳴沢村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を定める件についてご説明申し上げます。

人事院規則の改正に伴い、東日本大震災における災害救助法の区域内において、支援活動等のボランティアを行うために休暇を取得する場合は、最大7日間の特別休暇とする改正を行うものであります。

改正内容としましては、1枚めくって2ページをごらんください。

別表第1の4項についての附則を設けることにより、本年12月31日までの間において、災害救助法適用区域で支援活動等を行う場合のボランティア休暇の上限日数を、通常「5日以内」から「7日以内」に引き上げるものであります。

この改正は、公布の日からの施行となります。

以上で議案第24号の提案理由の説明を終わります。

議長（三浦利雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（三浦利雄君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（三浦利雄君） 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（三浦利雄君） 討論なしと認めます。

これより議案第24号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（三浦利雄君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定しました。

◎日程第13 議案第25号鳴沢村災害対策本部条例の一部
を改正する条例を定める件

議長（三浦利雄君） 日程第13、議案第25号鳴沢村災害対策本部条例の一部を改正する条例を定める件についてを議題といたします

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長（渡辺千秋君） 議案第25号鳴沢村災害対策本部条例の一部を改正する条例を定める件についてご説明申し上げます。

東日本大震災から、災害対策関係整備法令等を見直した結果、未整備箇所が判明したため、本条例の一部を改正するものであります。

改正内容としましては、めくって2ページをごらんください。

第1条目的中、「第6号」を「第7号」に改めるものであります。

この改正は、公布の日からの施行となります。

以上で議案第25号の提案理由の説明を終わります。

議長（三浦利雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（三浦利雄君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（三浦利雄君） 異議なしと認めます。よって、これを省略す

ることに決定しました。

これから討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (三浦利雄君) 討論なしと認めます。

これより議案第25号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (三浦利雄君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定しました。

**◎日程第14 議案第26号鳴沢村総合センター使用料条例
の一部を改正する条例を定める
件**

議長 (三浦利雄君) 日程第14、議案第26号鳴沢村総合センター使用料条例の一部を改正する条例を定める件についてを議題といたします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。教育長。

教育長 (小林三郎君) 議案第26号、鳴沢村総合センター使用料条例の一部を改正する条例を定める件につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

現在制定されています条例の中の使用料額及び時間について、近隣市町村で制定されている条例と比較考慮し、改定するものであります。

改正内容は、条例中別表部分について端数の調整を各部屋ごとに行い整理しました。

また、浴室については、現在浴室としては使用しておらず、倉庫になっており、利用はできないため削除してあります。

備考部分の開館時間については、現在の運用時間に合わせ、

「午前10時」からとなっていたものを、「午前9時」からに改めるものです。

現在、総合センターは、住民の教養の向上、健康増進、文化の振興のための公民館として活用されています。

年間約250件ほどの利用申請があり、そのうち約4割が村の事業、住民団体の利用が約4割、残りが村文化協会や老人クラブ等の活動に利用されています。

以上で議案第26号の提案理由の説明を終わります。

議長（三浦利雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

議長（三浦利雄君） 4番、渡辺久男君。

4番（渡辺久男君） ちょっとお尋ねしたいんですけども、この昼休みとか、夕食休みというんですか、それらのときは、もう全然使えないということですか。時間のことですか。

議長（三浦利雄君） 教育長。

教育長（小林三郎君） 公民館の使用時間のご質問がありましたが、お答えいたします。

使用時間については、午前が9時から正午まで、午後が1時から午後5時まで、それから夜間が午後6時から午後10時までとなりすけれども、この時間はあくまでも基本原則でありまして、この時間以外では使用できないということではありません。

正午から午後1時までは、昼食休憩、休息の時間という一般的な慣例に従った決まりでありまして、管理人もおります。それから、利用者の便宜も図る意味で使用することは可能であると考えております。午後5時から6時も同様の扱いとなります。

4番（渡辺久男君） ありがとうございます。

議長（三浦利雄君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（三浦利雄君） これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（三浦利雄君） 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（三浦利雄君） 討論なしと認めます。

これより議案第26号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（三浦利雄君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定しました。

議長（三浦利雄君） 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

お諮りいたします。

議事の都合により、本会議は6月14日から6月15日までの2日間、休会としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（三浦利雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本会議は6月14日から6月15日までの2日間を休会とすることに決定いたしました。

なお、6月16日午後3時30分から本会議を再開いたします。本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午前10時05分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成23年6月13日

議会議長

署名議員

署名議員

平成23年6月16日再開

1、出席議員

1番 佐藤博水	2番 小林昭一
3番 小林利雄	4番 渡辺久男
5番 渡辺泉	6番 渡辺政司
7番 渡辺明雄	8番 小林茂澄
9番 田中稔	10番 三浦利雄

2、欠席議員

なし。

3、地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席した者の職氏名

村長 小林 優 教育長 小林 三郎 総務課長 渡辺 千秋
税務課長 三浦 寿得 企画課長 渡辺 重夫
福祉保健課長 渡辺 一博 住民課長 佐藤 政中
振興課長 渡辺 伸一 会計管理者 渡辺 安司

4、本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局書記 渡辺 寛

5、本日の議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 諸般の報告
日程第3 議案第19号平成23年度鳴沢村一般会計補正予算
(第2号)
日程第4 議案第20号平成23年度鳴沢村国民健康保険特別
会計補正予算(第1号)
日程第5 議案第21号平成23年度鳴沢村介護保険特別会計
補正予算(第1号)
日程第6 議案第22号平成23年度鳴沢村後期高齢者医療特
別会計補正予算(第1号)

- 日程第 7 推薦第 1 号農業委員会委員の推薦について
- 日程第 8 発議第 1 号 T P P（環太平洋経済連携協定）交渉
への参加を行わないよう求める意見書
の提出について
- 日程第 9 請願第 1 号 T P P（環太平洋経済連携協定）への
交渉参加阻止に関する請願
- 日程第 1 0 議会運営委員会の閉会中の継続調査の件
- 日程第 1 1 建設産業経済常任委員会の閉会中の継続調査の件
- 日程第 1 2 広報常任委員会の閉会中の継続調査の件
- 日程第 1 3 一般質問
- 追加日程第 1 発議第 2 号鳴沢村地下水資源保護調査特別委員会
設置の件
- 追加日程第 2 鳴沢村地下水資源保護調査特別委員会の閉会中の
継続調査の件

開会 午後 2 時 3 0 分

議長（三浦利雄君） 本日の会議は、議事の都合により、午後 2 時
3 0 分に繰り上げて開くことにしますので、ご了承願います。

出席議員が定足数に達しておりますので、ただいまから本日の
会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであり
ます。

これより日程に入ります。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名

議長（三浦利雄君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第 1 1 5 条の規定により、
渡辺 泉君、渡邊政司君を指名いたします。

◎日程第2 諸般の報告

議長（三浦利雄君） 日程第2、諸般の報告を行います。

初めに、6月13日及び6月16日に議会運営委員会が開催されましたので、その報告を求めます。議会運営委員長 渡辺久男君。

議会運営委員長（渡辺久男君） 6月13日及び6月16日に開催いたしました、議会運営委員会についてご報告申し上げます。

まず、6月13日分をご報告申し上げます。

6月13日午前10時35分より、議員控室において委員会を招集いたしました。

委員5名全員と議長、職務のために議会事務局長、書記の出席がありました。

内容は、今定例会の一般質問通告を受け、本日の本会議の運営について協議いたしました。

決定された事項については、次の3項目です。

1、一般質問の通告を受け、円滑な本会議運営を図るため、招集時刻及び本会議開始時刻をそれぞれ1時間繰り上げ、議員招集時間を午後2時15分に、本会議開始時刻を午後2時30分に変更すること。

2、提出された一般質問の取り扱いについて、調整を行わない。

3、一般質問の順序は通告順とすること。

以上であります。

次に、本日開催いたしました議会運営委員会について、ご報告申し上げます。

6月16日午後2時より、議員控室において委員会を招集いたしました。

委員5名全員と、職務のために議会事務局長、書記の出席があ

りました。

内容については、発議第2号の提出を受け、その取り扱いの協議と、本日の本会議の運営について協議いたしました。

決定された事項については、次の2項目であります。

1、発議第2号については、本会議に上程すること。

2、発議第2号に関わる事件は追加日程とし、日程13、一般質問の後に追加すること。

以上であります。

以上で、6月13日及び本日開催いたしました議会運営委員会の報告を終了いたします。

議長（三浦利雄君） 次に、一部事務組合議会に関する事項の報告を求めます。

報告者は自席にて報告を行ってください。鳴沢・富士河口湖恩賜県有財産保護組合議会、4番 渡辺久男君。

4番（渡辺久男君） 鳴沢・富士河口湖恩賜県有財産保護組合議会について報告させていただきます。

3月28日午前10時より招集され、会議が行われました。

出席者は、議員14名と会議事件説明のために組合長及び総務課長の2名でありました。

本会議においては、まず会期が3月28日の1日間と決定されました。

会議事件は、平成22年度一般会計歳入歳出補正予算（第3号）について、ほか9件であります。

内容は、議案第1号部分林植栽に関する件、議案第2号人工部分林手入れ保護に関する件、議案第3号主産物払い下げに関する件、議案第4号恩賜県有財産借地に関する件、議案第5号主産物払い下げに関する件、議案第6号人工部分林内耕作に関する件の6件につきましては、平成23年事業の執行及び方法等

を組合長に一任することと決定いたしました。

議案第7号一般会計補正予算第3号については、予算の総額に歳入歳出それぞれ680万2,000円を追加し、予算総額を9,608万6,000円としたものです。

歳出は、全額が予備費で、この財源といたしましては、森林被害状況等確認事業県委託金、美化協会計からの繰入金を見込んでおります。

美化協議案第1号平成22年度美化協会計歳入歳出補正予算第3号については、予算の総額に歳入歳出それぞれ280万円を追加し、予算総額を2,660万3,000円としたものです。

歳出は、一般会計への繰出金39万5,000円及び予備費240万5,000円で、これらの財源として、大沢売店売り上げ収入等を見込んでおります。

議案第8号平成23年度一般会計予算については、歳入歳出予算の総額を8,400万7,000円と定めたもので、例年経常的に実施している事業のほか、臨時的なものとして、林業専用ミニショベル購入等を予定しております。

美化協議案第2号平成23年度美化協会計予算については、歳入歳出予算の総額を1,850万1,000円と定めたもので、ほぼ例年同様の事業を予定しております。

以上10件について、審議の結果、いずれも可決されました。

続きまして、第1回臨時議会について報告させていただきます。

5月16日午後1時30分から、議員17名と組合長と総務課長が出席されました。

会期は1日間と決定し、議長選挙から始まり、議長に船津地区の小川清治氏、副議長に小立地区の渡辺元春氏が選任され、監査委員に勝山地区の倉沢鶴義氏が同意され、それから各常任委員が選任されました。

続きまして、公平委員に鳴沢地区から渡辺月丸氏、勝山地区から流石真一氏が同意されました。

平成23年度の一般会計補正予算が、歳入歳出それぞれ3,236万2,000円を追加され、それぞれ1億1,636万9,000円となりました。補正は、県からの林道事業の委託金であります。

以上であります。

議長（三浦利雄君） 河口湖南中学校組合議会、5番 渡辺 泉君。

5番（渡辺 泉君） それでは、河口湖南中学校組合議会定例会についての報告をさせていただきます。

3月28日午後2時30分より招集され、会議が行われました。

議員12名と会議事件説明のため組合長ほか執行部、教育長ほか事務局の出席がありました。

全員協議会では、校舎の耐震化についての経過説明を受け、今後の進め方等についての検討がなされました。

本会議においては、まず会期が28日の1日間と決定されました。

会議事件は2件で、1件目は平成22年度一般会計歳入歳出補正予算の件で、2,020万9,000円を減額し、予算総額を1億8,195万7,000円とするものです。主な内容は、耐震工事設計委託料の減額でありました。

次に、平成23年度一般会計歳入歳出予算の件は、対前年比3,135万5,000円を増額し、予算総額を2億2,144万8,000円とするものです。主な内容は、耐震改築工事に関する設計委託料と行政技術サポート嘱託職員賃金及び用務員1名の退職手当に伴う増額で、財源は基金からの繰入金、それに組合債でありました。

以上、それぞれ原案のとおり可決されました。

続いて、翌月の4月28日午後1時に招集があり、臨時会が開会されました。

議員15名と組合長ほか執行部、教育長ほか事務局が出席、本会議において、会期は当日1日間と決定されました。

会議事件は、劣化に加え度重なる地震で校舎ベランダに亀裂が入り、落下の危険が極めて高く、早期に補修する必要があるための補正予算の件でありました。

補正内容は、繰越金を財源に工事請負費として410万円を増額し、平成23年度一般会計予算の総額を2億2,554万8,000円とするもので、原案のとおり可決されました。

以上で、河口湖南中学校組合議会について報告を終了します。

議長（三浦利雄君） 富士五湖広域行政事務組合議会、3番 小林利雄君。

3番（小林利雄君） 富士五湖広域行政事務組合議会は、議会が開催されませんでした。

報告を終了します。

議長（三浦利雄君） 青木が原ごみ処理組合議会、7番 渡邊明雄君。

7番（渡邊明雄君） 青木が原ごみ処理組合についても、議会が開催されていませんので報告等はありません。

以上でございます。

議長（三浦利雄君） 青木が原衛生センター議会、9番 田中 稔君。

9番（田中 稔君） 青木が原衛生センター議会について報告させていただきます。

青木が原衛生センター議会は、2月に開かれた平成23年の定例会後招集されておられませんので、特に報告事項はありません。

以上で、青木が原衛生センター議会についてご報告を終了いた

します。

議長（三浦利雄君） 山梨県後期高齢者医療広域連合議会、8番
小林茂澄君。

8番（小林茂澄君） 山梨県後期高齢者医療広域連合議会は、3月
議会時に報告しました以降、招集されておられません。よって、
報告事項はありません。

以上です。

議長（三浦利雄君） 以上で諸般の報告を終わります。

◎日程第3 議案第19号平成23年度鳴沢村一般会計補正
予算（第2号）

◎日程第4 議案第20号平成23年度鳴沢村国民健康保険
特別会計補正予算（第1号）

◎日程第5 議案第21号平成23年度鳴沢村介護保険特別
会計補正予算（第1号）

◎日程第6 議案第22号平成23年度鳴沢村後期高齢者医
療特別会計補正予算（第1号）

議長（三浦利雄君） 日程第3、議案第19号平成23年度鳴沢村
一般会計補正予算（第2号）から、日程第6、議案第22号平
成23年度鳴沢村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
までの4件を一括して議題といたします。

本案に関し、予算決算常任委員長の報告を求めます。予算決算
常任委員長 田中 稔君。

予算決算常任委員長（田中 稔君） 今定例会におきまして、予算
決算常任委員会に付託された議案第19号平成23年度鳴沢村
一般会計補正予算（第2号）から、議案第22号平成23年度
鳴沢村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）までの4議
案につきまして、審査いたしました経過と結果についてご報告

申し上げます。

予算決算常任委員会は、会議日程に従い、去る6月14日に開催し、付託案件の審査を行いました。

その詳細につきましては、議員全員で構成する委員会審査でありますので、ここで再び審査の状況、経過について述べることは省略させていただき、審査の結果のみをご報告申し上げます。

本委員会に付託された4議案について、審査を行った結果、賛成全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、会議規則第38条第1項の規定により報告いたします。

議長（三浦利雄君） これをもって委員長の報告を終わります。

これより質疑に入るわけですが、予算決算常任委員会は議員全員をもって構成され、議員諸君は委員会審査の過程を済んでおりますので、質疑を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（三浦利雄君） 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（三浦利雄君） 討論なしと認めます。

これより議案第19号から議案第22号までの4件を一括して採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案についての委員長報告は可決であります。議案第19号から議案第22号までの4件は、委員長の報告のとおり可決とすることに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（三浦利雄君） 起立全員です。したがって、議案第19号か

ら議案第22号までの4件は、原案のとおり可決することに決定しました。

◎日程第7 推薦第1号農業委員会委員の推薦について

議長（三浦利雄君） 日程第7、推薦第1号農業委員会委員の推薦についてを議題といたします。

お諮りいたします。

委員の推薦方法は、地方自治法第118条第2項の規定を準用して、指名推選によりたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（三浦利雄君） 異議なしと認めます。よって、推薦方法は指名推選とすることに決しました。

指名の方法は、議長において指名することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（三浦利雄君） 異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

農業委員会等に関する法律第12条第1項第2号の規定に基づき、議会推薦の農業委員に、鳴沢村741番地、渡辺豊富氏及び鳴沢村3387番地、渡邊喜美男氏を指名いたします。

最初に、渡辺豊富氏の推薦について採決いたします。

ただいま、議長において指名いたしました渡辺豊富氏を、農業委員会委員に推薦することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（三浦利雄君） 起立全員です。よって、ただいま指名いたしました渡辺豊富氏を、農業委員会委員に推薦することに決しました。

次に、渡邊喜美男氏の推薦について採決いたします。

ただいま、議長において指名いたしました渡邊喜美男氏を、農業委員会委員に推薦することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長（三浦利雄君） 起立全員です。よって、ただいま指名いたしました渡邊喜美男氏を、農業委員会委員に推薦することに決しました。

したがって、議会推薦の農業委員は、渡辺豊富氏、渡邊喜美男氏を推薦することに決しました。

◎日程第 8 発議第 1 号 T P P（環太平洋経済連携協定）交渉への参加を行わないよう求める意見書の提出について

議長（三浦利雄君） 日程第 8、発議第 1 号 T P P（環太平洋経済連携協定）交渉への参加を行わないよう求める意見書の提出についてを議題といたします。

本件について、提出者から提案理由の説明を求めます。4 番 渡辺久男君。

4 番（渡辺久男君） 発議第 1 号 T P P（環太平洋経済連携協定）交渉への参加を行わないよう求める意見書の提出について、提案理由をご説明申し上げます。

T P P は、関税撤廃の例外措置を認めない、完全な貿易自由化を目指した交渉であり、この T P P を締結すれば、日本の農業は壊滅的な打撃をこうむるのは明らかであり、輸入増大により、国内・県内生産は崩壊の一途をたどりかねなく、国民の圧倒的多数が望む、食料自給率の向上は到底不可能となるものであります。

このため、我が国の食料安全保障と両立できない T P P 交渉に、

参加しないことを要望するものであります。

以上、地方自治法第99条の規定により、内閣総理大臣、外務大臣、経済産業大臣、農林水産大臣に対し、意見書を提出しようとするものでありますので、ご賛同くださいますようお願い申し上げます。

議長（三浦利雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（三浦利雄君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（三浦利雄君） 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決しました。

これから討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（三浦利雄君） 討論なしと認めます。

これより発議第1号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（三浦利雄君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定しました。

◎日程第9 請願第1号TPP（環太平洋経済連携協定）への交渉参加阻止に関する請願について

議長（三浦利雄君） 日程第9、請願第1号TPP（環太平洋経済

連携協定) への交渉参加阻止に関する請願についてを議題をいたします。

本件については、既に同一趣旨の、発議第1号T P P (環太平洋経済連携協定) 交渉への参加を行わないよう求める意見書の提出についてが可決され、その趣旨が達成されておりますので、みなし採択とすることにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (三浦利雄君) 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり採択されたものとみなします。

◎日程第10 議会運営委員会の閉会中の継続調査の件

議長 (三浦利雄君) 日程第10、議会運営委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第71条第1項の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり、本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査を要する旨の申し出がありました。

お諮りいたします。

委員長の申出書のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (三浦利雄君) 異議なしと認めます。したがって、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎日程第11 建設産業経済常任委員会の閉会中の継続調査の件

議長 (三浦利雄君) 日程第11、建設産業経済常任委員会の閉会

中の継続調査の件を議題といたします。

建設産業経済常任委員長から、会議規則第71条第1項の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり、所管事務の調査について、閉会中の継続調査を要する旨の申し出がありました。

お諮りいたします。

委員長の申出書のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(三浦利雄君) 異議なしと認めます。したがって、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎日程第12 広報常任委員会の閉会中の継続調査の件

議長(三浦利雄君) 日程第12、広報常任委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

広報常任委員長から、会議規則第71条第1項の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり、所管事務の調査について、閉会中の継続調査を要する旨の申し出がありました。

お諮りいたします。

委員長の申出書のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(三浦利雄君) 異議なしと認めます。したがって、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎日程第13 一般質問

議長(三浦利雄君) 日程第13、一般質問を行います。

質問の通告がありましたので、順番に発言を許します。

渡辺久男君からの太陽光発電システム設置補助についての質問を許します。4番 渡辺久男君。

4番（渡辺久男君） 太陽光発電システム設置補助について、村長さんにお伺いいたします。

鳴沢村では、早くから屋根の温水器の設置補助金を、10万円と、設置費用の割に多く補助していただき、村民も大変助かったと思います。ソーラー発電システム設置補助金も、5、6年前から10万円補助してくれています。

3月11日に起きた、東日本大震災で福島原子力発電所の崩壊で電力不足が生じ、家庭、企業に節電を呼びかけております。今後の電力不足は当分続くと思います。

鳴沢村は、日照時間が長いのでソーラー発電が適していると思います。多少なりとも電力不足を補うように、設置する家庭が増えることを望みます。

財政難で大変だとは思いますが、補助金を富士吉田市では、1キロワット当たり4万円で上限を20万円補助していると聞きます。鳴沢村でも上げてもらいたいと思うが、村長さんのお考えをお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

議長（三浦利雄君） 鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） 渡辺久男議員の質問のとおり、私も太陽熱温水器の村補助金の設置費用の2分の1上限10万円は、設置費用の割には補助率の高い補助だと思っております。

この制度は、平成4年から始まったもので、最近では平成20年に4件の申請があっただけで、15年から昨年まで申請はありません。

それに比べ住宅用太陽光発電は、平成19年度から設置費用の2分の1上限10万円の補助制度ですが、19年度5件、20年度5件、21年度5件、22年度7件と年々増える傾向です。

また、先ほども議員さんがおっしゃられたように、原子力発電所の事故等で節電傾向にありますので、これも増える傾向が予想されるわけですが、今、県下で18市町村で補助を実施しております。このうち補助率のよい順に、富士吉田市の1キロワット4万円上限20万円、北杜市の1キロワット2万5,000円上限20万円、道志村の1キロワット3万円上限10万円で、近隣では富士河口湖町で1件5万円で、鳴沢村も県下ではよい補助率だと思っておりますが、このほかに、自宅に限り国の補助として、1キロワット4万8,000円上限10キロワット未満という制度もあります。

そうは申しても、使わない補助金より使ってもらえる補助金のほうがよいのですが、検討はさせてもらいますが、私は、昭和56年5月31日以前に建設された木造住宅の耐震改修建てかえ支援事業があるわけですが、今までに平成17年に1件だけの申請で、3月の震災で関心を持たれる方もおるわけですが、この制度も23年度で終わるといわれておりますので、その後、村単独でのこういう制度もあったほうがよいのかとも思っております。これも併せて検討させていただきたいと思っております。

ただ、時代に合わない制度、条例などは変えなければならないわけですが、職員も少なく議員の皆様方のご助言をお願いいたしまして答弁とさせていただきます。

議長（三浦利雄君） 4番 渡辺久男君。

4番（渡辺久男君） 今、村長さんに希望のある回答をいただいて喜んでいるところですが、今、村長さんが申しました昭和56年以前の住宅の耐震審査から改築の費用のほうの補助ということで、県内は今でもやっているわけですが、それはやはり聞くところによりますと、耐震のプロにしてもらうん

ですけれども、耐震の審査は。でもあとが改築が多くかかりすぎて、どうにもならないからということで、もう皆さんそれにはあきらめているような格好ですので、その辺もうまく踏まえて、それはそうと補助金とか皆さん本当に喜ぶと思うんですけども、でも、何千万もかかるところの一部ではどうにもならないと思いますから、その点もっと考慮してもらいたいと思いますので、できるかぎり太陽光発電が、皆さんが利用できるように、本当に先々電力不足というか電力を何で補っていいかということが本当に困ると思いますので、ぜひ検討してもらって、そうするとまた鳴沢村がこういうよい補助率があるからってということで、働き盛りの若者が鳴沢村へ家をつくりたいということが出るかもしれませんので、そんな希望を持ってよろしくお願いいたします。

これで質問を終わります。

議長（三浦利雄君） これにて、渡辺久男君の一般質問を終わります。

次に、渡邊政司君からの村の防災対策についての質問を許します。6番 渡邊政司君。

6番（渡邊政司君） 村の防災対策について、総務課長にご質問いたします。

東日本大震災では、最悪の事態を想定していなかったために、被害を最小限に抑えることができませんでした。これから発生することが予測されている東海地震・東南海地震に備え、早急に村の防災対策を強化する必要があります。

東日本大震災後、新たに検討された課題について説明をお願いいたします。

また、最悪の事態を想定した場合には、一時的な集団移住も視野に入れる必要があります。今後、災害の及ばない近隣の市町

村と姉妹都市提携を結び、防災への備えと同時に、文化・経済交流を深める考えはありますか。ご回答をお願いいたします。

議長（三浦利雄君） 総務課長。

総務課長（渡辺千秋君） 渡邊政司議員の質問についてお答えします。

東日本大震災後、停電により防災行政無線でのみ住民への伝達を行いました。相互通信ではなく情報提供に終始してしまったこと、同じ理由により、水道水のポンプアップができず、広く住民へ節水のご協力を得なければならなかったこと及び停電が長期間に及んだ場合の生活用水の確保などが課題として出ましたので、災害時の備えとして、停電時でもポンプにより水をくみ上げられるように、前原ポンプ室に停電用発電機の設置を検討しています。また、平成21年度より耐震水道管の布設を行っています。

防災行政無線でのみ住民への伝達については、停電時等の対策はいまだ検討段階であります。相互通信ではありませんが、山梨県と県内の市町村がサービスを行っている「やまなしくらしねっと」というサイトのメールマガジンを利用することにより、登録された方は、主に防災情報等について情報提供を受けることができます。

安心・安全メールといい、既に村のホームページに掲載しており、広報7月号にも掲載し周知したいと考えております。

飲料水については、鳴沢村内にある水の事業者と、災害発生時には優先して供給してもらえよう協定を締結したいと考えております。

また、生活必需物資関連につきましては、昨年、富士山火山防災協議会において、株式会社カインズホームや株式会社サンロードなど5社と締結し、現在ウェルシア関東株式会社とも協定

に向け詰め作業に入っているところです。

現状では、東海地震・東南海地震といった災害の発生に備え、富士北麓地域の消防相互応援協定や環富士山火山防災連絡会として、富士山周辺の静岡県を含む6市7町3村での災害時相互応援協定、また、神奈川県も含んだ富士箱根伊豆交流圏市町村ネットワーク会議構成市町村災害時相互応援に関する協定書を締結しております。

集団の広域避難につきましては、当村においては、特に富士山噴火時の避難が問題となると思いますが、富士山噴火といった状況下においては、場所によっては当村だけの避難ではなく、富士北麓地域全体での避難も考えなければならないと思われま

す。

現在、富士山火山防災協議会内において、山梨県消防防災課が事務局である山梨県富士山火山防災対策検討会議と連携し、広域避難態勢の確立に向け、検討を行っているところであります。

文化・経済交流についてですが、平成20年7月より、当時の村議会議員の発案により、鳴沢村観光協会と昭和町との間で、昭和町民の方が鳴沢村の観光施設を利用した場合、その費用の一部を昭和町が補助する昭和町町民保養施設事業の契約をしており、平成20年度以降1,221件の利用があり、157万円の実績があります。

この事業により、昭和町ふるさとふれあい祭りに、鳴沢村でも参加させていただいており、特産のキャベツの販売を行ったりと、町村間の友好は深まっていると聞いております。

以上で答弁とさせていただきます。

議長（三浦利雄君） 6番 渡邊政司君。

6番（渡邊政司君） 村の防災対策の強化、取り組み、いろいろありがとうございます。

富士山防災協議会、こちらでハザードマップが提示されていて、1次ゾーンから3次避難ゾーンまで設定されております。噴火警戒レベル4というのがあります、噴火の可能性ですね、その場合には2次避難ゾーンは避難する、3次避難ゾーンは避難準備ということで、避難に人手がかかる場合は早目の非難をするというような区分けになっております。

鳴沢村でいいますと、国道より富士山側、南のゾーンが少し国道から離れて奥になるんですけれども、第2次避難ゾーンとなります。別荘地がすべて2次避難ゾーンに含まれておりますので、噴火の可能性がある場合には、多くの人員が避難する場所の確保、収容人数の確保が必要となります。

そういった場合、今、近いうちに大震災が起こる可能性がありますので、今のうちにそういった取り組みをしていく必要があるかと思えます。

その辺について、村のほうでどういう考えでいるのか、総務課長のほうからまたお願いいたします。

議長（三浦利雄君） 総務課長。

総務課長（渡辺千秋君） 先ほども申しましたけれども、今の鳴沢村だけの問題ではなく、富士山の噴火の場合広域的な問題ということもあります。一応、そういうことの協議会等と協議する中で、前向きに検討していきたいと思っております。よろしく申し上げます。

議長（三浦利雄君） 6番 渡邊政司君。

6番（渡邊政司君） 北麓全体で全員が移住するような場所というのは確保は難しいと思えます。なるべく姉妹都市提携、そういったものとかある程度目星がつくような市町村を早目に当たっていただいて、村全体でスムーズな移住ができるようにぜひ協力をお願いいたします。

以上です。

議長（三浦利雄君） 続いて、国民健康保険税の割高感是正策についての質問を許します。6番 渡邊政司君。

6番（渡邊政司君） 国民健康保険税の割高感是正対策について、住民課長に質問いたします。

現在、震災地への復興に当たり、消費税・電気料金等への付け替えによる負担増も避けられない状況にあります。

更なる地方交付金の減額等も予測され、今後、一般税収から国保税への繰り入れ調整も難しくなります。

特に、鳴沢村では他県からの移住者、老人ホーム・別荘居住者の割合が多く、働き盛りに都会に納税した人が、退職後に村から補助を受けるため、村の負担が増えております。

税収である国保税の過去5年間の収納率の推移と、今後の取り組みについて説明をお願いいたします。

内容としましては、1番目に、預金調査・延滞金の件数と金額。2番目としまして、不納欠損の件数と金額について答弁をお願いいたします。

議長（三浦利雄君） 住民課長。

住民課長（佐藤政中君） 渡邊政司議員のご質問についてお答えいたします。

最初に、国保税の過去の5年間の徴収率についてご説明いたします。

平成22年度が94.17%、21年度が93.83%、20年度が95.26%、19年度が95.32%、18年度が96.36%となっており、景気の低迷と雇用の悪化により低下しつつあり、税収の確保が課題となっております。

平成20年度は、後期高齢者医療制度により収納率100%の納税者が減少したため、この制度前では2%上昇していると推

測されます。全国平均でも2%低下しております。

基本的に、国保税未納者には保険証は渡しておりません。未納者が保険証を利用したくなった場合は、分納計画を策定し、1ヶ月程度の短期保険証を渡しております。

1、預金調査・延滞金につきましては、今まで実施しておりません。今後は実施に向けて検討し、税収の確保を強化していきたいと思っております。

2、不納欠損の件数と金額につきましては、平成22年度が30件、113万8,200円。21年度が18件、66万1,100円。20年度が27件、54万500円。19年度が31件、63万2,200円。18年度が96件、97万6,100円となっております。

県内の平成21年度の実質単年度収支は、鳴沢村と甲州市、早川町の3市町村のみが黒字となり、他の市町村は赤字で、国保運営は総体的に厳しい状況です。

本村では、平成13年度から19年度まではすべて赤字で、基金の取り崩しや一般会計からの繰り入れを行い、赤字の補てんを行ってきました。平成21年度には、一般会計からの繰り入れは行わず、国保税を引き上げ黒字となり、基金への積立金が3,587万9,000円となりました。

今後の取り組みについては、国保税収の確保と医療費の軽減を目標に、住民健診の推進による疾病の早期発見、早期療養の啓発に取り組んでいきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（三浦利雄君） 6番 渡邊政司君。

6番（渡邊政司君） ご報告ありがとうございました。

今、聞いた中で言えば、驚いたんですけども、今まで預金調査や延滞金処理ですか、これは今5年経過すると不納欠損にな

ることになるんですけども、そういった形で今まで調査をしないまま不納欠損処理をしていたことには驚きました。

また、基金で今回黒字という報告がありましたけれども、積み立てができたものは国保税を上げた結果だと考えております。これは上げ過ぎた結果です。ということで、国保税が高い原因になっているんじゃないかと思います。

今後は速やかに是正していただくよう、お願いしたいと思えます。今後、公平さが保たれるように、実施に向けての検討ではなく、今年度に速やかに実施するようお願いしたいと思えます。

以上です。

議長（三浦利雄君） 答弁はいいんですね。

6番（渡邊政司君） 今年度から実施していただけるようお願いしたいと思いますけれども、その辺はいかがでしょうか。

議長（三浦利雄君） 住民課長。

住民課長（佐藤政中君） 先ほどのご質問ですが、まだ積立金が3,587万9,000円で、国保の場合は何らか重症になりますと赤字になる可能性がまだありますので、まだ今年度については積み、黒字になった段階でまた検討させていただきたいと思えます。

議長（三浦利雄君） 6番 渡邊政司君。

6番（渡邊政司君） 今、質問したのは国保税を払っていない方に、預金の調査あとは延滞金のこと、そういったことにすぐ取り組んでいただかないと、5年を経過したものはすべて欠損処理となりますので、今、まだ払う義務があるものも金額がたくさんあります。そういったものは早急に本年から回収のほうに動いていただきたいと思います。その辺はどうでしょうか。

議長（三浦利雄君） 住民課長。

住民課長（佐藤政中君） また早急に取り組んでいきたいと思えます。

議長（三浦利雄君） 続いて、ふるさと納税の奨励策についての質問を許します。6番 渡邊政司君。

6番（渡邊政司君） ふるさと納税の奨励策について、企画課長にご質問いたします。

ふるさと納税をふやす手段として、それぞれの別荘地への働きかけと、老人ホーム入居時に家族にふるさと納税をすることによる所得税の減免等をアピールすることが考えられます。

ふるさと納税の奨励策について、ご説明をお願いいたします。

議長（三浦利雄君） 企画課長。

企画課長（渡辺重夫君） 渡邊政司議員のご質問についてお答えいたします。

現在実施しているふるさと納税の奨励策につきましては、鳴沢村に別荘などの所有者と思われる方に、ふるさと納税のご案内兼寄附申出書を送付しています。

送付の方法、時期については、5月の固定資産税通知書の発送時に、同文書を同封しています。対象者は、住所が村外の方、約6,000人余りになっております。

なお、ふるさと納税をしていただいた方には、お礼の品物を贈呈しております。

ふるさと納税は、平成20年7月から受け入れを始めまして、その件数と金額は、平成20年度26件で225万円。県内で受入額の上位から8位です。平成21年度62件で937万8,000円。県内で1位です。平成22年度47件で441万円。県内で4位でありました。このように推移しております。

山梨県内でも毎年上位に位置しておりまして、特に郡内市町村の中では群を抜いており、奨励策の効果もあらわれてきている

ものと思います。

これからのアピール策については、現在未掲載であります案内文書やホームページに、「お礼の品物」についての特典について掲載することにより、ふるさと納税の件数が増加することも考えられますので、検討したいと思います。

また、特養ホーム富士山荘の入所者につきましては、国民健康保険・介護保険は住所地特例制度が適用されておりまして、保険料などの賦課や医療費の負担などは、転入前の自治体が担うことになっております。

後期高齢者医療費については、按分率に基づき山梨県の広域連合に負担金を支払う形になっているため、入所者個人の医療費がそのまま村の負担になるわけではないので、富士山荘入所者が、本村の財政面に特段大きな影響は及ぼしているとは思われません。

施設に入所していること自体が、家族にとっては金銭的にも精神的にも多少なりとも負担となっていることを考慮すると、一部自己負担が生ずるふるさと納税を、強くアピールすることについては、慎重に対処していきたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（三浦利雄君） 6番 渡邊政司君。

6番（渡邊政司君） ふるさと納税の奨励策、いろいろありがとうございます。県でも1番、4番、8番というかなり上のほう、上位を占めていただけるということで、大変ありがたく思っております。

あと1つ、手段としまして山梨県のアンテナショップというのも都会のほうに設置されているようです。そういったところにパンフレット等置きまして、村にふるさと納税をした場合、村から特典、特産品ですか、そういったものが贈呈できるという

ようなそういったお知らせもいいんじゃないかと思います。

これからもそういった取り組みをぜひ推進していただきたいと思います。ありがとうございました。

以上です。

議長（三浦利雄君） 続いて、文化財・天然記念物の保護対策についての質問を許します。6番 渡邊政司君。

6番（渡邊政司君） 質問としまして、文化財・天然記念物の保護対策について、教育長に質問いたします。

現在、村外の企業によるエコツアーにより、鳴沢村の貴重な文化財・天然記念物が荒らされております。特には、背負子1から4の原生林、それと大室洞窟第1、軽水風穴等があります。

早急に村で、特に教育委員会で名勝・特別名勝の指定を行い、保護するべきところと観光客を受け入れて共生していくところを区別する必要があります。

また、文化財・天然記念物の保護対策としては、住民によるエコツアーによる監視も有効だと考えております。

教育長に、文化財・天然記念物の保護・共生策についてご説明をお願いいたします。

また、企画課長のほうに、またこれからエコツアーガイドを養成する予定はあるかどうか、その辺もお願いいたします。

議長（三浦利雄君） まず、文化財・天然記念物の保護・共生策の答弁をお願いします。教育長。

教育長（小林三郎君） 渡邊政司議員の質問にお答えいたします。

名勝・特別名勝と指定を行い保護したらどうかというご質問についてですが、名勝とは、庭園や山岳などの特にすぐれた風景のことで、国でも極めて対象が限られています。

大室洞穴、神座風穴については国指定の天然記念物に、軽水風穴は県指定の天然記念物になっております。

鳴沢村第4次総合計画の中では、文化財の保護と活用、現状と課題の中で、「文化財の指定はほぼ終え、指定文化財については、説明板や案内板等の周辺整備を進めています。天然記念物については、今後も周辺区域と一体となった保護が必要です」とあります。名勝・特別名勝の指定は、今のところ考えておりません。

これらの地区への立ち入りは、県林務環境部への恩賜林県有財産、山梨県有林への入山許可申請が必要となっています。

また、村としては個人の入洞者に対して、事前に天然記念物、風穴及び洞穴等の入洞の届け出を教育委員会へ提出していただき、内容を判断した上で、通知をする方法をとっております。また、入洞が終了したら入洞行為終了報告書の提出を求め、文化財保護法に沿って、入洞行為が天然記念物への影響が生じないように、土石等の採取や形状変更を禁じております。

このように、届け出制とすることで規制をしておりますが、周知が難しく、なかなか届け出をする団体は少ないというのが現実です。

このほかにも、テレビ取材の問い合わせが数多くあり、村としては入洞許可している団体は、県林務環境部とも相談し、学術的な調査や専門家が同行する取材に限定をしております。

また、監視の目を強化するために、自然公園法によるオフロード車の乗り入れ規制パトロールを年6回、県と周辺自治体で合同実施しているのが現実です。

エコツアーガイドに関しては、エコツアー団体の中で立ち入り禁止区域の指定などのガイドラインが設定され、保護すべきところと立ち入るところを区別し、近年はこのガイドラインに沿って、ツアーが実施されております。

貴重な文化財を保護するという事は、大変重要なことだと考

えております。これからも、現地調査また有識者等のご意見も伺いながら、判断をしながらやっていきたいと考えております。
以上です。

議長（三浦利雄君） 6番 渡邊政司君。

6番（渡邊政司君） 先ほどご答弁の中に、届け出をして村では監視しているというようなご報告がありました。

今現在、そういった洞窟のほうに立ち入るツアーとしては、アウトバック、ホールアース等があります。この前ホームページを見ていまして、アウトバックのほうでアンダーグラウンドツアーですか、そういったところで1週間ホームページを出したところ、1,700人の登録が1週間ほどでありました。

背負子1から4その辺周辺の大室洞窟とかそういったところに来る観光客の方が、年間には1万人を超えているように考えております。

そういった中で、届け出がない状態でこういった形で貴重な文化財を保護していくのか、その辺の施策についてご説明をお願いいたします。

議長（三浦利雄君） 教育長。

教育長（小林三郎君） 先ほども答弁いたしました。が、国指定の天然記念物である大室洞穴の天井が崩落しているとか、軽水風穴の場合に、そういうところに無造作に立ち入る者がいるということで、荒らされているというお話を伺っておりますけれども、この点につきましても、現地調査を行ってその実情を見た上で、必要があれば何らかの対応をしていきたいとこんなふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（三浦利雄君） 6番 渡邊政司君。

6番（渡邊政司君） いろいろありがとうございます。

文化財の指定につきましては、文部科学大臣が名勝・特別名勝を指定することができます。大臣の指定から漏れたものに対して、村、教育委員会が指定できるということになっております。貴重な文化財を保護する上では、そういった指定のないものに対して、村で独自に指定を行って保護していく必要があると考えております。

私も山梨県の文化財保護指導員をやっておりますので、また一緒に洞窟を見ていただいて、委員会を立ち上げていただいて、貴重なものを登録していただければうれしいと思います。

よろしく願いいたします。

議長（三浦利雄君） 次に、エコツアーガイド養成についての答弁をお願いします。企画課長。

企画課長（渡辺重夫君） エコツアーガイドボランティアの養成につきましては、平成18年度から平成19年度にかけての約1年間で10回ほどエコツアーガイドとして活動できるよう養成するための講座を開催しました。

当初募集したところ、30名ぐらいの応募があり、講習を重ねてきましたが、最後は3名程度になってしまい養成を取りやめた経緯がありました。

その原因として考えられることは、鳴沢村はエリアが広大なため、さまざまな知識が必要となり、実際活動していくとなると、旅行会社との折衝や参加者の怪我の対応など、片手間でできることではないことが判明したからだと思われれます。

既存の団体を見ると、広域で活動している団体のみが存在し、村レベルの単独で活動している団体はないようです。

また、専門的なリーダーや組織が必要なことから、今後のエコツアーガイドの養成は、当面見合わせることになると思います。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（三浦利雄君） 6番 渡邊政司君。

6番（渡邊政司君） ご報告ありがとうございます。

文化財を保護する上では、今、村外からたくさんのお客様が入ってきます。そういったところで監視するのは文化財保護指導員だけでは、年に2回ほどしか機会はありません。村でも毎週行くとか、そういったことも難しいかと思えます。

そういった中で、文化財を保護する上で、村でもエコツアーがあればそのツアーを使って監視することも可能ではないかと思えます。

前回、エコツアーガイドを養成するという事は1年間村に取り組んでいただきましたけれど、最後に3名ほどに減ってきたという話がありましたけれども、私の思う中には私もその員に入っていたのですけれども、連絡が不十分だったということと、富士山博物館、こちらが鉱石のミュージアムに変わるということで自然に消えたように考えております。

ぜひとも、村の文化財・天然記念物を守る上で、エコツアーガイドの養成を再度お願いしたいと思えます。

それにつきましてはいかがでしょうか。

議長（三浦利雄君） 企画課長。

企画課長（渡辺重夫君） 再度行うということですが、前回取りやめた経緯もありますので、その辺十分反省しながら、しっかりした組織づくりをしてからでないと、また二の舞を踏むことになると思えますので、その点と、また以前は、鳴沢村全体広大なエリアということですが、もっと狭い範囲に絞ってのエコツアーができるかその辺を見きわめながら、また再度検討していきたいと思えます。

議長（三浦利雄君） 6番 渡邊政司君。

6番（渡邊政司君） ご回答ありがとうございます。

前向きにするというようなご答弁をいただきまして、ありがとうございます。今までの反省を踏まえて、今後長続きするような形で、設置に私も協力していきたいと思いますので、ぜひ今後ともご協力をお願いいたします。

以上で質問を終わります。

議長（三浦利雄君） これにて、渡邊政司君の一般質問を終わります。

次に、小林昭一君からの小学校の通学路についての質問を許します。2番 小林昭一君。

2番（小林昭一君） 小学校の通学路について、企画課長に質問をいたします。

過日、国道で交通事故があったとき、迂回路として村内の道が使われました。警察当局の誘導により行われたということですが、迂回車がスピードを出して村内の道を走り危なかったり、また大型車も通り、すれ違いができない箇所もあったそうです。

通学路等やメインの道が含まれていたということもありますので、啓蒙看板の設置、道路面へのスピード制限等の防止策を考えておりますかどうか、また、迂回路となった場合、警察当局に入口のみでなく村内の中でも警備の活動を行っていただくようなことが要望できるかどうかの質問をしたいと思います、どのような対応ができるかどうか教えてください。

議長（三浦利雄君） 企画課長。

企画課長（渡辺重夫君） 去る5月8日、国道境野付近において、観光バスと乗用車の衝突事故が発生し、乗用車が横向きになり国道をふさぐ形になったため、急遽、警察により村道へと誘導することとなったことで、村道に混乱を生じさせた模様であります。

このときだけでなく、村道を走る自動車のスピードの出し過ぎ

については、区からの陳情も出ている事案でありますので、交通安全施設整備事業としての対応を検討中であります。

具体的には、小学校指定通学路に減速走行を促す看板の設置をしたり、減速路面標示を敷設することを考えております。

また、急遽、村道が迂回路になった場合についてですが、富士吉田警察署交通課に、このようなケースの対応について話を伺ったところ、国道渋滞回避のための緊急対応であることと、人員不足により村道内への人員配備が困難であることから、迂回路入口のみの誘導人員配備となってしまったと。このような迂回路での混乱等の事象が、誘導後に生じていることの情報、これまで余り出ていなかったのも、警察の内部でも問題点を把握しきれなかったとこのような返答をいただいております。

このため、今後の対応策の一案として、地元安協に協力要請をするための、緊急連絡体制の配備などを検討していただくことを、警察に依頼しました。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（三浦利雄君） 2番 小林昭一君。

2番（小林昭一君） 早速なる対応並びにご検討の内容確認いたしました。ありがとうございます。これで質問を終わります。

議長（三浦利雄君） 続いて、村庁舎の耐震性及び災害時の対応についての質問を許します。2番 小林昭一君。

2番（小林昭一君） 村庁舎は、耐震補強済みで工事も完了しておりますが、何分古い建物で業務は大変難しかったかと思えます。

以下の項目について、教えてください。

1、庁舎は古いので、すぐには倒壊しないでしょうが、ひさし、手すり等、二次部材等があり、壊れて落ちる可能性もあったと思えます。また、庁舎内について使えなくなるおそれがありますが、新築の計画はありますか。

2、住民の基本データのバックアップ等の体制は、どのようになっていますでしょうか。他の行政との連携はありますか。

3、発電機、照明等のエネルギーのもととなるガソリン、灯油等の備蓄はどのようになっていますでしょうか。また、地元のガソリンスタンドとの災害時等の連携、協定等はあるのでしょうか。

以上、総務課長にお答えをお願いいたします。

議長（三浦利雄君） 総務課長。

総務課長（渡辺千秋君） ただいまの小林昭一議員のご質問についてお答えいたします。

まず、庁舎の関係ですけれども、庁舎は平成10年度の耐震補強工事により、建築基準法等に基づいて、構造耐震判定指標・累積強度指標は、耐震性能になっており、阪神・淡路大震災クラスに対応できる構造体になっています

東日本大震災及び静岡県東部地震により、庁舎の壁等に亀裂が入りましたが、山梨県被災建築物応急危険度判定士に調査・判定をしていただいた結果、補修等の必要はないとの報告を受けています。

ただし、亀裂等が大きくなった場合は、再度調査を行い補修等を検討します。

また、庁舎は昭和39年の建設から50年近く経過していますが、新築及び建て替え等については、今のところ予定はしていないそうです。

2番目の、住民のデータのバックアップ体制についてですけれども、現在鳴沢村のデータは、電算機の故障に備えた内部記録装置の多重化及び週1回の外部記録媒体への出力を行い、電算室に保管しています。そのため、どちらかが残ればデータを移行し、数日中に業務を行うことができます。

しかしながら、住民基本台帳など国を主導に全国規模で管理されている最低限のデータや、法務局に提出している書類を除き、すべて役場の庁舎内で管理されているため、両方とも残らなかった場合は、データが消滅してしまうおそれがあります。

以前、住民情報に関する電子データを、役場内と外部の2カ所で管理する方法について、役場電算機の保守管理を行っている業者と検討したときには、現在の技術では導入に数億円、運用に数千万円かかる見込みとのことなので、現実的ではないと思われる。

電算機のデータ管理は、重要な問題ではありますが、以上のことから、今のところ現状以上の管理体制は難しいと思います。

今回の震災を踏まえ、各業者サイドも動いていると思われるので、災害時のデータ管理について、幾つか事例が出た際に、費用や導入のメリット等を調べた上で、鳴沢村にとって最適な方法を検討していきたいと考えています。

3番目の、発電機・照明等のエネルギーのもととなるガソリン等の関係ですけれども、現在鳴沢地区は、山道ホール前にある資材倉庫に、大田和地区は消防車両ポンプ小屋東側にある資材倉庫に合計で移動式投光器が8基、発電機2基、ガソリン缶20リットルが3缶ある状況となっております。

今回の震災及び計画停電といった二次的な被害も考えて、村では既に、自動車のバッテリーから明かりをとることができるLEDライト4基を購入しました。

また、今回の補正予算にも計上させていただきましたが、役場の機能を最小限維持するために、発電機5基を購入する予定でいます。今後は、発電機のみならず自家発電装置の設置も検討していきたいと考えております。

現在、村では各事業者と協定を結んではいませんが、東日本大

震災時には、富士見石油で優先的に給油していただきました。

災害時には3日間の備蓄が必要といわれております。その面から考えても、災害時における事業者との協定書の締結は必要であると思われまますので、締結に向け各事業者と協議していきたいと思います。

以上で、答弁とさせていただきます。

議長（三浦利雄君） 2番 小林昭一君。

2番（小林昭一君） 早速なる対応と準備ありがとうございます。

住民の基本データのバックアップ体制についてですが、電子データの予算がかかり難しいのであれば、紙のデータは大変膨大になるかとは思いますが、また検討いただき、総合センターの浴室等が倉庫になっているということもありますので、そちらのほうにもまた紙のデータとして残すのも、1つの方法ではないかと思いますが、またご検討いただき、住民サービスが欠損にならないようお願いをいたしたいと思います。

以上で質問を終わります。ありがとうございます。

議長（三浦利雄君） これにて、小林昭一君の一般質問を終わります。

次に、田中 稔君からの村議会定例会のCATV放送についての質問を許します。9番 田中 稔君。

9番（田中 稔君） 鳴沢村第一区より、村当局への陳情によりますと、村議会をCATVで放映してほしいというものでございます。

村民の総意の要望であると理解をしております。議会の都度傍聴を呼びかけておりますが、それぞれが仕事を持っているため、傍聴者は少ないわけでございます。

会議録をホームページで開いて見るのは、高齢者には無理があります。CATVで二、三回放映することによって、暇な時間

に見ることができるというふうに思います。

議会活動や行政のあり方についても、村民に知っていただき村民より直接意見をいただくことが、村の繁栄につながるというふうに思います。

南北都留郡の市町村では、富士河口湖町と忍野村では既に放映をしております。富士河口湖町では既に6月の定例会より議場生放送をしております。開かれた行政と議会であるというふうに思っております。山中湖村では、収録放映を検討しているということでございます。富士吉田市はCATVの富士五湖の好意によりまして、一般質問のみを放映をしております。市では収録や放映の予算化はしていないそうです。このような方法も今後の検討課題になろうかと思えます。

今後、行政としての考えを村長にお伺いいたします。

議長（三浦利雄君） 鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） 田中 稔議員の質問にお答えいたします。

本会議の報告第1号で、平成23年度第一区陳情書に対する回答について説明いたしました。現在、傍聴者が少ないため、まずは傍聴制度を住民の皆様を活用していただきたいと思っております。

20名までの制限はありますが、誰でも傍聴することが可能です。この傍聴制度については、将来的には休日議会などの開催も検討していきたいと考えております。

また、議会活動の周知方法としては、議会だよりを年4回発行しており、約160万円の経費がかかっておりますし、また村ホームページに掲載するデータ作成費として、約7万円の経費もかかっております。

一区の陳情の時点でも申し上げましたが、区民の皆様の中でどのくらいの要望があるのかお聞きしましたが、お答えはありま

せんでした。

村民の皆さんが、日頃から感じておられるニーズも多岐にわたりますので、まずは議会だよりを通じて、村政運営上の共通認識をお持ちいただければ幸いだと思っております。

CATVの放映については、住民と開かれた議会となるよう、今後傍聴者の人数により、議会側と協議を行い検討していきたいと考えております。

以上で、答弁を終わります。

議長（三浦利雄君） 9番 田中 稔君。

9番（田中 稔君） 村民側の意向がどういうふうなのか、放映をしていただきたいというようなことが、どの程度の希望者なのかアンケートをとるなりして、その状況によっては検討していくのもいい方法なのではないかというふうに思っています。

前向きなご検討をお願いいたします。質問を終わります。

議長（三浦利雄君） これにて、田中 稔君の一般質問を終わります。

次に、渡邊明雄君からの児童館建設についての質問を許します。

7番 渡邊明雄君。

7番（渡邊明雄君） 教育長にお伺いしたいと思えます。

児童館建設について、放課後の小学生の受け入れについて、現在は総合センターの図書館で、遊学館だったかと思いますが、預かっていたいただいております。

子ども達が安全に遊んだり、母親が帰宅するまでの間の預かりを、鳴沢村でもできないものかと思っております。

また、保育所へ入所前の親子が利用できる場としても、必要なのではないかと思われれます。

近隣の雑誌がありまして、見させてもらったんですが、富士河口湖町に4カ所、足和田の大嵐にもあります。忍野にもでかい

のがありまして、このように、これは大嵐のものですけど、遊んでいるようなあれがありまして、鳴沢村もあれば素晴らしいと思うんですけれども、最近では総合センターのところに不審者が出たと、時々ニュースなってますけれども、できることなら小学校、この辺の近くにそういうものがあれば、安全だと。

それから、入学、入園前の子ども達、若いお母さん方がそこへ行って集って、いろいろするようなこともあるみたいですが、それはそれで楽しいことで、お母さん方の社交場にもなって、子ども達もここで交流を持つと。

それから小学校、学童保育というんですかね、何か3年生か、学年はあれですが、低学年から小学校の子どもがそこへ行って遊んだり、遊び方もそういう指導員に教わったり、お母さん方が来るまで、宿題したり、場じゃないと思うんですが、他の市町村でも山梨県でも数が結構あって64カ所もあるみたいですが、まあ予算がどうせどうなるんだと思いますけれども、できたらつくってもらいたいなと思います。

以上で質問を終わります。

議長（三浦利雄君） 教育長。

教育長（小林三郎君） 渡邊明雄議員の質問にお答えいたします。

鳴沢村総合センターでは、小学校の授業終了後の放課後の児童を対象に、適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る放課後児童健全育成事業、放課後児童クラブとも言いますが、これを実施しております。

そのための施設として、総合センターの2階を改装し、平成13年11月から遊学館を開館し、遊学館児童クラブとして、児童の安全を図りながら活用を図っております。

遊学館を利用できる時間は、午前9時から午後5時半までとなっております。放課後児童1日平均すると、50名から60名

の児童が利用し、職員3名で対応しております。

母親が帰宅するまでの間の預かりができないものかのご質問ですが、午後5時半以降については、現状の職員体制では対応できません。

また、児童館の建設についてのご質問ですが、現在の総合センターを十分に活用することによって、新たに児童館を建設する必要はないと考えております。

また、保育所へ入所前の親子が利用できる場としても必要ではないかのご質問ですが、親子での利用であれば、平日の開館時間中であれば、いつでも遊学館を利用することができます。

また、子育てサークルのなるキッズというサークルがありますが、ここに参加している親子が10組ほどおりますけれども、月2回ほど午前中利用しております。

そのほか、村の福祉保健課の事業としてちびっ子サロン、これも月2回午前中実施しております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（三浦利雄君） 7番 渡邊明雄君。

7番（渡邊明雄君） すばらしい活動、活躍をされていることを聞いてありがたく思います。

なお一層のご活躍と、それから施設、設備の拡充をできたらよろしく願いいたします。

以上で質問を終わります。

議長（三浦利雄君） 続いて、未婚男女の出会いの場の提供についての質問を許します。7番 渡邊明雄君。

7番（渡邊明雄君） 現在、鳴沢村以外でも全国的に晩婚傾向があり、鳴沢村でもそのような人たちが増加しております。

そこで、他の地域との出会いの場を企画してもらい、鳴沢村に永住してもらえるようにできたらいいと思います。

これは、正副議長勉強会の際に、他の市町村の議員さん方が立ち上げて、東京のほうで、新聞社に広告を出してもらって嫁募集みたいな、出会いの場を委員会でやっているようです。鳴沢村もいいなと思って、40過ぎたような人が結構、男も女もいるわけで、それをどうするかということよりも、1つの提案でこういう情報がありますので、ほかの市町村もやっているところがあるというようなことで、どうしたらいいか住民課長のほうにお伺いしたいと思います。よろしく願いいたします。

議長（三浦利雄君） 住民課長。

住民課長（佐藤政中君） 渡邊明雄議員のご質問についてお答えいたします。

国の調査では、独身者の9割が結婚を希望し、子どもを2人以上持ちたいと考えているとの結果が出ていることから、村の独身者も、多くが結婚を希望しているものと思われます。

問題点として、他の地域との出会いの場を、本村単独で行う場合、村内の狭い地域では互いに顔見知りが多く、積極的に参加しようとする方は少ないと思われます。

山梨県や広域行政事務組合などが主体となって実施していただければ、参加希望者もあり、成果が出る可能性があります。

県内でも、男女出会いの場の提供は多くありませんが、現在、北杜市では、結婚相談員連絡協議会が主催となって、7月16日に45歳までの独身男女を対象に、ピザづくりやゲームなどを通じて交流のイベントを予定しております。

このように、他の地域におけるイベント情報や、結婚相談所の状況など、要望に応じた情報提供を実施してニーズ把握を行い、要望がたくさん寄せられるようになれば、結婚相談所や結婚相談員の設置など、今後検討していきたいと思っております。

以上で答弁とさせていただきます。

議長（三浦利雄君） 7番 渡邊明雄君。

7番（渡邊明雄君） ご回答ありがとうございます。

そういうことで、何か違うことができればいいかなと思いますので、またおいおい考えて提案させてもらいたいと思います。

村当局も、ほかの情報がわかりましたら、ぜひ教えてください。

ありがとうございました。質問を終わります。

議長（三浦利雄君） これにて、渡邊明雄君の一般質問を終わります。

次に、小林利雄君からの災害時の補助制度についての質問を許します。3番 小林利雄君。

3番（小林利雄君） 災害時の補助制度について、総務課長にお伺いいたします。

3月11日の東日本大震災は、かつてない甚大な被害を多くの国民に与えました。幸い鳴沢村は、大きな被害がなくて助かりました。

災害はいつ起こるかわかりません。鳴沢村として、災害が発生したとき、どのように村民をサポートするか、今から決めておいてはいかがでしょうか。

私は、災害が発生して生活ができるようになるまでの、生活資金、企業の運転資金等、借入金の利子を全額または半額、村で補助してくださる制度を条例化していただきたいと思います。

お考えをお聞かせください。

議長（三浦利雄君） 総務課長。

総務課長（渡辺千秋君） 小林利雄議員のご質問についてお答えいたします。

災害時の補助制度についてですが、現在、地域防災計画において、復興面の補助については「地方税の納入期限の延長、徴収猶予及び減免、国民健康保険制度等における医療費負担の減免

及び保険料の減免等、被災者の負担軽減」が定められております。

今回の東日本大震災を受け、特に津波で被害を受けた事業者に対する補助支援は、今、国で策定段階中です。

現在の地域防災計画は、災害時における人命救助及び措置に特化している面がありますが、東日本大震災の被災者の中には、二重ローンの問題で困窮している事業者もあり、当地域におきましても、富士山噴火が起きた場合に、今回の津波と同様のことが起こるおそれがありますので、今後、国の防災計画や県の防災計画、また周辺自治体の地域防災計画を参考にしながら、地域防災計画の見直しに反映していきたいと思いますが、鳴沢村だけの災害は考えられず、また個人差もあるため、条例化は難しいと思います。

以上、簡単ですが答弁とさせていただきます。

議長（三浦利雄君） 3番 小林利雄君。

3番（小林利雄君） いろいろな制度があるように聞きましたが、今までのキャベツの豊作で産地廃棄したときは、農協によって価格の半額をもらって補助してもらいました。困ったときの援助をスムーズにできるような制度化をお考え願います。

以上で質問を終わります。

議長（三浦利雄君） 続いて、善行者表彰制度についての質問を許します。3番 小林利雄君。

3番（小林利雄君） 善行者表彰制度について、総務課長にお伺いいたします。

富士河口湖町では、町制祭でよいことをした個人、団体等を表彰する制度があります。

村民で、2年間ほぼ毎日、国道、村道の空き缶、ごみ拾いをしてくださる方もいます。鳴沢村では、第4土曜日に村内一斉清

掃を呼びかけており、成果も上がっているとは思いますが、長く続けることは大変なことです。

村民体育祭りには体育功労者、文化祭りには文化功労者の表彰制度があります。よいことをした人を表彰する制度をつくっていただきたいと思います。お考えをお聞かせください。

議長（三浦利雄君） 総務課長。

総務課長（渡辺千秋君） ただいまの善行者表彰制度についてお答えします。

鳴沢村の発展のため、功績があった人または村民の模範と認められる行為があった人の表彰について、鳴沢村表彰規則が定めてあります。

表彰の種類は、功労表彰及び善行表彰の2種類で、この規則において善行表彰対象者は、社会福祉の増進に尽くした人や、産業の発展に尽くした人、また災害、犯罪等社会不安の防除に尽くした人など、10項目の功績について、個人・団体を表彰する内容となっております。

以上で、簡単ですが答弁とさせていただきます。

議長（三浦利雄君） 3番 小林利雄君。

3番（小林利雄君） 私の勉強不足で、そのような制度があることを知りませんでした。どうもありがとうございました。

議長（三浦利雄君） これにて、小林利雄君の一般質問を終わります。

以上で、一般質問を終わります。

ここで、ただいま渡邊明雄君ほか3人の賛成者から、発議第2号鳴沢村地下水資源保護調査特別委員会設置の件が提出されております。

お諮りいたします。

この際、これを日程に追加し、追加日程第1として議題とする

ことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (三浦利雄君) 異議なしと認めます。よって、発議第2号鳴沢村地下水資源保護調査特別委員会設置の件を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

◎追加日程第1 発議第2号鳴沢村地下水資源保護調査特別委員会設置の件

議長 (三浦利雄君) 追加日程第1、発議案第2号鳴沢村地下水資源保護調査特別委員会設置の件を議題といたします。

本件について、提出者から提案理由の説明を求めます。7番渡邊明雄君。

7番 (渡邊明雄君) 発議第2号鳴沢村地下水資源保護調査特別委員会設置の件について、提案理由をご説明申し上げます。

本村の水資源の現状と、保護及び採取の適正化についての調査を行い、現在より遠い将来にわたり水資源の有効利用を調査することを目的として、調査特別委員会を設置するものであります。

特別委員会の名称については、鳴沢村地下水資源保護調査特別委員会、設置の根拠は、地方自治法第110条及び鳴沢村議会委員会条例第5条、目的は、鳴沢村の地下水資源保護に関する調査等、委員定数は全議員で、調査の期間は、当該事件の調査が終了するまでの期間であります。

以上で、発議第2号の提案理由の説明を終わります。ご賛同くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長 (三浦利雄君) これをもって提案理由の説明を終わります。お諮りいたします。

この際、質疑、討論を省略したいと思います。これにご異議あ

りませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(三浦利雄君) 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これより、発議第2号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(三浦利雄君) 起立全員です。したがって、発議第2号鳴沢村地下水資源保護調査特別委員会設置の件は、原案のとおり設置することに決定しました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました、鳴沢村地下水資源保護調査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長においてそれぞれ指名いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(三浦利雄君) 異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定しました。

鳴沢村地下水資源保護調査特別委員会委員に、議員全員を指名いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(三浦利雄君) 異議なしと認めます。よって、ただいま議長において指名いたしました諸君を、鳴沢村地下水資源保護調査特別委員に選任することに決定しました。

それではここで、選任されました鳴沢村地下水資源保護調査特別委員は、委員会を開催し、正副委員長の互選をお願いします。

委員会の正副委員長が決定次第、会議を再開いたします。

暫時休憩します。

休憩 午後 4 時 0 9 分

再開 午後 4 時 1 3 分

議長（三浦利雄君） 会議を再開します。

休憩中、委員会で正副委員長の互選が行われましたので、報告いたします。

鳴沢村地下水資源保護調査特別委員長に渡邊明雄君、副委員長に小林昭一君が選任されましたので、ご報告いたします。

ここで、ただいま鳴沢村地下水資源保護調査特別委員長から、お手元に配布してあります申出書のとおり、所管事務の調査について、閉会中の継続調査を要する旨の申し出がありました。

お諮りいたします。

この際、これを日程に追加し、追加日程第 2 として議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（三浦利雄君） 異議なしと認めます。よって、鳴沢村地下水資源保護調査特別委員会の閉会中の継続調査の件を日程に追加し、追加日程第 2 として議題とすることに決定しました。

◎追加日程第 2 鳴沢村地下水資源保護調査特別委員会の閉会中の継続調査の件

議長（三浦利雄君） 追加日程第 2、鳴沢村地下水資源保護調査特別委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

鳴沢村地下水資源保護調査特別委員長から、会議規則第 7 1 条第 1 項の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり、

所管事務の調査について、閉会中の継続調査を要する旨の申し出がありました。

お諮りいたします。

委員長の申出書のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(三浦利雄君) 異議なしと認めます。したがって、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

議長(三浦利雄君) 以上をもって、本定例会に付議された案件の審議はすべて終了いたしました。

お諮りいたします。

会議規則第41条の規定による整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(三浦利雄君) 異議なしと認めます。よって、今期定例会に付議された事件について、その整理を議長に委任することに決定しました。

これにて、平成23年第2回鳴沢村議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午後4時15分

地方自治法第123条第1項の規定により、ここに署名する。

平成23年6月16日

議会議長

署名議員

署名議員